

水産流通適正化制度の事業者の届出

【取扱事業者が届出を行う場合】

特定第一種水産動植物等（アワビ・ナマコ等、加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、**山口県知事または農林水産大臣への届出が必要**です。

専ら消費者に対し販売、提供する場合は、届出は不要です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
 - (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地※
 - (3) 取り扱う種類（アワビ、ナマコ）
- ※全ての関係する事務所等について届出をしてください。

2 届出者・届出先

| 届出者 | | 届出先 |
|-------------------------------|---|--------|
| 県域事業者 (事務所等が山口県内のみにある事業者) | ➔ | 山口県知事 |
| 広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者) | ➔ | 農林水産大臣 |

3 添付書類（山口県知事へ届出をする場合）

- (1) 住民票の写し等（個人）または定款及び登記事項証明書（法人）
 - (2) 代理人が届出を行う場合は委任状等
- ※電子申請（eMAFF）で届出を行う場合、住民票の写し等（個人）または定款及び登記事項証明書（法人）不要ですが、事前のアカウント取得に必要です。

4 届出方法（山口県知事へ届出をする場合）

電子申請（eMAFF）または書面（裏面様式）で届出を行って下さい。内容の確認・受理後、届出者へ事業者割振り番号を通知します。

制度の詳細やeMAFF利用方法については、[水産庁HP](#)をご覧ください。



水産流通適正化法 届出



【届出・問合せ先】山口県水産振興課漁業調整取締班

TEL:083-933-3530 FAX:083-933-3559

Eメール：a16500@pref.yamaguchi.lg.jp

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/108/>



別記様第10（法第8条第1項関係）

年 月 日

山口県知事 殿

特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出書

届出者の氏名又は名称

住所 〒

（法人の場合）代表者の氏名

（代理人による場合）

代理人の氏名

代理人の住所 〒

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

| | |
|---|--|
| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ※氏名または名称にはフリガナを記載してください。 | |
| 事務所又は事業所の所在地 | |
| 取り扱う特定第一種水産動植物等の種類 | |
| 特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係る工場、店舗及び倉庫の所在地 | |

届出者の連絡先電話番号

| |
|--|
| |
|--|